

保育所理念の将来像を探る ——日加の国際比較から〔I〕—— 目的と方法

立浪 澄子¹⁾・立浪 勝²⁾・Karen A. Blackford³⁾

はじめに

1947(昭和22)年児童福祉法の成立以来、日本の保育所は一貫して「保育に欠ける乳幼児の保育」を、実際問題としては働く親たちが留守の間の「家庭保育の補完」をその目的理念としてきた。1997(平成9)年に行われた同法の改定でも、「措置」から「保育の実施」へと行政手続き上の表現は変わったものの、目的理念そのものには何の変化もなかった。

しかし近年の少子化論議はあらゆる点で戦後日本が50年以上にわたって築いてきた「保育所の目的理念」(保育所理念と省略、以下同じ)を根本から揺さぶりつつあるとあってよい。今回の改定で「保育に関する相談に応じ、及び助言を行う」(第48条の2)という、いわゆる「子育て支援」が保育所の役割として新たに導入されたのはその一例である。

このように日本では現在保育所理念は再検討の時期を迎えているといえるが、そのあるべき姿についての国民的合意の形成にはまだ至っていない。

目を世界に転じれば、保育の社会化は日本だけ

でなく世界的にも急速に進展しつつある。そして各国においてもまた、その規模や社会的背景に呼応した保育所理念が模索されているのが現状である。

では、それぞれの家族や子どもの生活条件に見合った保育所理念はそれぞれの現場や地域でどのように生成しつつあるのだろうか。

私たちはこのような保育所理念の将来像を具体的に探るため、カナダと日本で現在保育所にかかわっている親、保育所関係者、市民らがどのような保育所理念を萌芽しつつあるか、調査を試みることにした。

現在はまだ調査途中のため、本論では主として研究の目的と方法、予備調査の結果を報告し、本調査に向けて多くの方からのご批判とご示唆を期待したい。

I. 日本の保育所理念の現状

日本では19世紀末から「子守学校」「託児所」等の名で農村、都市下層民らの乳幼児を預かる施設が現れたが、制度化されたのは児童福祉法の制定によってであった。このとき同法第39条において「保育所は、日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育することを目的とする施設」と定められ、市町村長は「保育に欠けるところがあると認めるとき」はその児童を「保育所に入所させて保育しなければならない」とされていた。

しかしこの規定では保育所が「幼稚園と混同されるおそれがある」¹⁾という理由で、1951(昭和

¹⁾〒380-8525 長野市三輪8-49-7 長野県短期大学/Nagano Prefectural College, 49-7 Miwa 8-chome, Nagano 380-8525, Japan.

²⁾〒933-8588 富山県高岡市二上町180 国立高岡短期大学/Takaoka National College, 180 Futagami-machi, Takaoka, Toyama 933-8588, Japan

³⁾School of Nursing, Laurentian University, Sudbury, Ontario Canada, P3E2C6

26) 年同法第39条第1項に「保育に欠ける」の語句が挿入された。

「保育に欠ける」の具体的事情は運用に多少の変遷はあるものの、現行でも原則として保護者の就労、妊娠出産、健康不良、介護、災害（児童福祉法施行令参照）等の理由で家庭内に保育者不在の場合に限られており、保育所は一貫して仕事等で日常的に家庭を留守にする親の家庭保育補完という構図を維持している。

しかし、半世紀を越える時代の変遷は子育てをめぐる状況に大きな変化をもたらした。その変化を最も具体的に伝える資料として、1963（昭和38）年と1996（平成8）年のどちらも同じ中央児童福祉審議会の保育制度特別部会中間報告「保育問題をこう考える」と基本問題部会「少子社会にふさわしい保育システムについて」（中間報告）を取り上げ、両者を比較してみよう。

前者は保育問題が当時脚光を浴びてきた背景として「婦人の自覚と要求」、「農村などの労働力不足」、「貧困感と消費生活向上への意欲の増大」、「社会的保育への期待」、「人づくりへの要請」の5点をあげ、保育を下記のように原則化している。

- 「第1原則—両親による愛情に満ちた家庭保育
- 第2原則—母親の保育責任と父親の協力義務
- 第3原則—保育方法の選択の自由と、こどもの母親に保育される権利
- 第4原則—家庭保育を守るための公的援助
- 第5原則—家庭以外の保育の家庭化
- 第6原則—年齢に応じた処遇
- 第7原則—集団保育」²⁾

ここに見られるのは、「あくまで児童とくに幼児は愛情にみちた両親の手によって、正しい育児知識のもとに家庭保育されることが最も理想であり、やむをえない事情がある場合に公的措置が行われる」³⁾という保育観である。当時はこのような保育観が大勢を占めていた。

その後、年々多様化する保育需要の増大に応じ

て、乳児保育や障害児保育、延長保育などさまざまな施策が部分的には実施されてきたものの、原則はあくまで「保育所において対応すべきものを的確に把握」⁴⁾することに限定されており、依然として保育所の役割については補完的捉え方が支配的だった。

1996（平成8）年、児童福祉法制定50年の節目に発表された「少子社会にふさわしい保育システムについて」（中間報告）は「子育てをめぐる状況の変化」を

- 「①子どもの最善の利益の尊重
- ②少子化のもたらす子どもの成長への影響
- ③夫婦共働き家庭の一般化
- ④家庭や地域の子育て機能の低下」⁵⁾

の4点にまとめて提起し、今後の保育の方向として「子育てに対する社会的支援の強化」「多様な子育てシステムの整備」の2点をあげている。

ここでは子どもにとって最善の保育環境として家庭や母親を無条件で規定する発想は影を潜め、「多様な選択肢」の中から「子育ての責任者が、その子に最も適している方法を選ぶ」システムが推奨されている。「夫婦共働きの一般化」や「専業主婦家庭の育児不安」なども視野に入れた保育サービスの拡充は保育所理念の拡大の一步として注目される。具体的には乳児保育の確保、保育時間の延長、一時保育、障害児保育、病後児保育、子どもの社会性を身につけるための集団保育などと合わせて、「保育所による地域の子育て支援」が提起されたことである。

特に子育て支援はこれまでの「家庭保育の補完」という伝統的な保育所理念を大きく変更させる画期的な提起である。

1997（平成9）年の児童福祉法改定にはこの趣旨が盛り込まれ、第48条第2項の後段に「保育所は（中略）その行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない」という

規定が入った。

ただしこれを見る限り、保育所の子育て支援はまだ「保育に支障がない限り」という限定付きであり、また「努めなければならない」という努力義務にすぎない。しかもこのように保育所の役割を幅広くとらえようとする動きは一部では費用負担の一律化という動きも伴っている。しかし費用負担のあり方については、1994（平成6）年の保育問題検討会報告書に見られる通り両論があって国民的合意はまだ形成されていない。

このような難問があるために保育所理念の変更にはまだ時間がかかるだろうが、しかし今回保育所の役割に新たな領域が加わったことは、その動きがもはや止めようがないほど加速しつつあることの表明でもあろう。今後の保育所の運営いかんによっては、新しい保育所理念、たとえば「家庭保育の補完と地域の子育て支援」などがより現実的なものとして求められてくるかもしれない。それによって、これまで遭遇することのなかった問題、検討したことのない問題が次々に噴出する可能性もある。たとえば、0歳から就学までの長期間保育、一日8時間以上の長時間保育、休日保育、一時保育、園開放、地域への育児支援等すでにさまざまな施策が実施されているが、それによって財政や施設設備の問題、保育士の人員、勤務体制、保育内容、保育者一人一人の力量や親の育児能力等、さまざまな見直しが進行中である。これらの問題と本格的に取り組み、その方向性をしっかりと見定めることが求められている。

II. 比較対照国としてのカナダの保育所理念の現状

カナダは1867年、日本の明治維新とほぼ時を同じくしてイギリスから自治権を獲得、連邦を結成した。現在では世界第2位の国土を持ち、人口約3000万人、GDPは世界でも10位以内にあり、日本同様先進国の地位にある。経済、文化もろとも

にアメリカの大きな影響を受けながらも、政策その他ではアメリカと一線を画している。1980年代までは石油ショックなどで一時的な後退はあったが、一応順調な高度成長を遂げてきた。しかし80年代後半から深刻な不況に見舞われ、政府は財政危機に陥った。90年代はカナダにとって財政赤字や失業率の増大に伴う行財政改革の模索の時代であったといえる。

一方、女性の労働力率は年々拡大の一途をたどり、現在はずでに50パーセントを超えており、ほぼ日本と同水準にある。女性の社会進出は保育制度の拡充を推し進め、70～80年代は保育所定員枠が急速に拡大した。しかし90年代に入ってその動きは財政難のため停滞しており、一部では後退の動きすら見えている。

日本も現在同様の問題を抱えており、制度的改革は不可避の時代を迎えている。問題はどのような視点に立って、どのような解決手法をとるかということであるが、福祉国家として高度に整備された北欧諸国には並び得ないが、国民一人一人の要求をきめこまかくくみ上げ、ボランティアな活動と国の政策をいかに融合させていくかという点で先進的なカナダの経験から学ぶものは多い。

特にわれわれが目にしたのはカナダのヘルス・プロモーションに代表されるウェル・ビーイング政策である。ヘルス・プロモーションの概要については別稿⁶⁾で紹介しているのでここでは省略するが、人々のクオリティ・オブ・ライフ（生活の質）を問題とし、個人・地域・自治体のそれぞれの役割と責任をあきらかにして、自立と相互援助、環境整備によってすべての人のウェル・ビーイングを実現していこうとするカナダのヘルス・プロモーションの理念は保健分野のみならず、保育の分野においても際立った成果をあげている。

たとえば現在カナダには2000を超える家庭リソースセンターがあり、それぞれの独自の活動を行っているが、これはもともと親が発端となって始

まった活動であり、現在は全国組織を持つ活動団体になっている。このような組織はさまざまな分野で無数にあり、いずれもが政府の援助を受けながらも自立した運営を行っている。そして専門家が個人や地域を指導したり、活動を奨励していくのではなく、一人一人の子供や親、家庭が自己にもっともふさわしいスタイルを見出し実現できるよう個人の能力を高め、共同で環境を改善したり、よりよい政策を実施するために共同で戦略を作成、実行に移す、それに専門家が協力するという方法論をとっている。これらの組織のネットワークがカナダの強みであるといえよう。

われわれはこのような住民主体の方法こそ高度で複雑な環境問題、人口問題、教育問題等々を抱え、かつ国民の教育程度が高い日本にとって有力な方法モデルになるのではないかと考え、カナダを比較対象に選んだ。

カナダの保育の概要に関しては文末の資料⁷⁾を参照していただくとして、ここではカナダの保育所理念の現況について報告したい。

カナダを含む北米の保育所で現在もっとも問題になっているのが availability (入りやすさ)、affordability (値段の手頃さ)、quality (質の高さ) の3点である⁸⁾が、そこにはまさに北米で現在求められている保育所理念が反映されていると、いってよいであろう。

アメリカ同様、カナダももともと歴史的に教育や保育に関しては国による統一制度や理念を持たない国であるが、それでも働く母親の増大、集団保育の教育効果に関する研究成果の普及等によって早期からの集団保育に対する要望が高まる中、カナダの保育所理念も少しずつ変遷を遂げてきている。たとえば、ある保育学生向けに編集されたテキストに取り上げられている例を紹介すると、下記のような変遷をたどっている。

「1965年一本保育センターは学生と働く女性、そしてその子どもたちのニーズに合わせて8:30

a.m. から5 p.m. まで開園する。

1980年一本幼児センターは学生と他の働く親、そしてその子どもたちのニーズに合わせて7:30 a.m. から6 p.m. まで開園する。

1990年一本幼児発達センターは親とその子どもたちのニーズに合わせて6:45a.m. から6:30p.m. まで開園する。

2001年一本保育センターは親が働いている0歳からの乳幼児、学童に対して、月曜日6:a.m. から土曜日2:a.m. まで、24時間融通性のある保育を行う予定である⁹⁾

これを見ると園名、対象児、保育時間の変遷を通してこの園の保育所理念の変遷が明瞭であり非常に興味深い、このような園は決して例外ではない。

また民間の保育団体であるカナダ保育連合が1991年に発表した『クオリティ・チャイルド・ケアに関する全土的声明』を見ると、優れた保育の質を保障するための指標として、保育所の場合について、次の7点をあげている。

- 「1. 保育者の適性と訓練
2. 子どもの発達と学習環境
3. 集団の大きさと比率
4. おとなとのつながり
5. 健康と栄養
6. 安全
7. パートナーシップ¹⁰⁾

この報告を見ればカナダの保育者たちが目指している保育の姿がかなり具体的にうかがえる。たとえば、保育者は高卒以後専門教育を受けたもので、その後も常にさまざまな研修の機会を与えられるべきであること、子どもの身体的、社会的、知的、情緒的ニーズを援助し彼らの学習と成長の機会をつくること、保育は小さな集団のなかで行われるのが望ましいこと、開放的で親しめ、情報も得やすい保育所、大人たちがよく協力し合っている保育所であること、子どもたちの健康や日常

生活習慣を無理なく形成すること、常に安全な環境を整えておくこと、子どもの最善の利益は親と保育者、行政、養成校の適切なパートナーシップによってこそ得られるなどの指摘はそのまま日本にも当てはまることである。

しかし最後に「将来の方向」としてあげられている7つの課題を見ると、たとえば、child care（保育）の範囲とはどこまでを指すのか、どうすれば、親、保育者、行政、地域資源、組織がパートナーシップを持って公に結び合えるかなど、論点が少なくないことがわかる。

III. 調査の目的と方法

1. 目的

少子高齢化社会の進展、働く母親の増大、男女平等意識の高まり等に応じて、保育所理念は伝統的な家庭保育の補完から大きな転換を迫られているが、果たして現代の親、保育関係者、一般市民がこれからの保育所に求めているのは何か、まず個別的な実態を探り、具体的な問題やその解決の視点を探る。

2. 方法

カナダと日本の地方都市をフィールドに保育所の保護者、職員、一般市民を対象として「保育所は子ども・保護者・社会に対してどのような利益をもたらすか」というテーマで個々の体験の聞き取りを中心に面接調査を行い、その結果を参考に質問紙を作成し、質問紙調査を行う。両国の結果を比較し、その共通点と差異を考察する。

3. 対象（面接調査—個人面接またはグループ面接）

①〈カナダ・調査時期1996年～1997年〉オンタリオ州サドバリー市内母親2名、保育所所長1名、保母2名、家庭保育室主宰者1名、保育者養成校教員1名

②〈日本・調査時期1998年〉富山市内母親・家族9名、保母18名、保育所所長2名、青年会議所会員

11名

4. 対象（質問紙予備調査）

①〈日本・調査時期1998年3月〉富山県内保育所1カ所保護者・職員。回収方法は園を通じて全保護者と全職員にアンケート用紙を配布、3日以内に園内の回収箱に入れてもらう方法をとった。

5. 対象（質問紙本調査）

日本の地方都市において1999年度実施予定。

IV. 予備調査の結果と考察

1. カナダでの面接調査の例より

(1) 保護者（母親・大学教員・子どもは7歳男児一人、現在毎日放課後学校で学童保育を受けている。）子どもが1歳6ヶ月までは保育所で預かってもらえなかったのが、2歳までベビーシッターを頼んだ。とてもよいシッターだったが、子どものためには同年代の友達がいる保育所がよいと思った。最近自立心が出てきたのか、学童保育に行くのをいやがるようになった。12歳までは大人の監督が必要なので、子どもが喜んで通うような学童保育プログラムがほしい。保育は地域が責任を持つべきだと思う。保育の質を決めるのは保育者の質だ。特に訓練と教育が大事だと思う。

(2) 保育所長（非営利認可保育所・女性・ECEデュプロマ＝保母資格保有）保育は教育と同じ、普遍的なものだと思う。社会的保育は施設であれ、家庭保育室であれ、政府によって定期的にチェックを受ける認可されたものであるべきだ。保育所は子供のためだけにあるのではない。我々は常に親の声に耳を傾け、すべてのプログラムを親と一緒に作成・運営する。現代は家庭にいる母親も地域で孤立しがちなので、このような母親と子どものための支援施設が必要だ。

(3) 保母2名（非営利認可保育所・女性・ECEデュプロマ所有）3ヶ月から18ヶ月の乳児10名を3人の保育者で保育している。（筆者注、オンタリオ州では17週の産休と18週の育児休暇を両親のど

ちらもが取得できる)園児は現在就学前のみ56名。乳児保育はこの地域では1991年から始まった。まだとても新しい。本当は保育者一人あたり3人の乳児が理想だが、州基準では4名まで認めている。開園時間は現在9:00am.~5:30pm.まで。しかし近々12時間になる予定。

コックは一日5時間働いている。買い物もする。アレルギーの除去食も作る。保育園で哺乳する親や冷凍母乳を持ってくる親もいる。献立はすべて親に知らせる。ほとんどのものは園で用意しているので、親が持ってくるのはオムツだけである。洗濯も園で行う。オムツは紙、布どちらでもよい。親の選択に任せている。排泄の回数や食事量などは毎日連絡帳に書いている。

悩みは乳児保育に関する研修が不十分なこと。学校では一応習ったが、実習はしていない。週末ごとのワークショップに出席しているが、内容的には不十分。近隣には専門家がいらない。

運営委員会はスタッフと親の代表13名で構成、毎月会合を開く。会合には親ならだれでも参加し、発言できる。資金集めや園の運営にも積極的に協力する。バーベキューやワイン・チーズ付のしつけワークショップを開催したり、親との交流の機会が多い。

サドバリーには保育所リソースセンターがあって障害児や特別なニーズを持った子どもが入園するとセンターからアドバイザーが訪問したり、保育の補助をしてくれる。4年前から始まった。とても助かっている。

本園はバイリンガル園なので、言語は英仏両語のうち親の希望によってどちらにも対応する。だから本園の職員はすべてバイリンガルであり、それが採用の条件にもなっている。掲示物なども常に両語で掲示する。

(4) 保育者養成校教員(大卒B.A, 保育所保育士養成) 保育所は親の就労を助けると同時に、どんな親にとっても子育てからの息抜きに不可欠な

ものである。どの子どもも他の子どもとかかわる機会を欲しているし、良質の保育を必要としている。良質の保育とは子どもの要求にあった身体、認識、言語、社会性や情緒の発達を促進し、安全で安心できる環境を用意し、やる気のある優れた保育者がいて、子どもの年齢や必要性に即した多様な素材や設備が準備されていることである。また文化や宗教の違いを理解したり、障害を持った子どもを受け入れることも必要である。

以上がインタビューの概要だが、注記すれば、サドバリーはオンタリオ州のなかでも近年ようやく都市化が進みつつある北部にあり、乳児保育や長時間保育はここでもまだ始まったばかりである。

サドバリーでの保育所訪問、面接調査でもっとも印象的だったことは、この地に限ったことではないのだが、ほとんどの園に理事会または運営委員会があって活発に活動していることであった。これらのメンバーには必ずといってよいほど親の代表が参加している。保育内容の決定や運営だけでなく、場合によっては経営にも参加する。一種の共同保育であるが、それが、決して十分とはいえない施設や設備に耐えている園であっても、親の側からは利用しやすい運営方法の源になっているように思われた。

2. 日本での面接調査の例より

(1) 保護者(母親・パート・子ども5歳男児, 4歳女児) 我が子でもずっと一緒にいるとストレスを感じる。息抜きがほしい。離れているといとおしくなる。保育所はしつけに関して教えてもらえるところ。

保護者(母親・フルタイム・子ども二人) 二人目の子どもが生まれたとき育児休業をとって自宅で二人を見たことがあるのだが、近所にだれも遊び相手がいなかった。公園に行ってもいっしょに遊べる子がいらない。まだ保育所の方が子どもが遊べてよいと思った。

(2) 保育所長(公立認可保育所, 女性, 保育士

資格保有) 保育所は集団での養護と教育の場, 思いやりと意欲を育てることが目標(対子ども)。仕事と子育ての両立支援(対親)。家庭での子育て支援(対地域)。男性保育者も期待しているが, 現実にはいろいろな問題があり, なかなか増えない。

保育所長(私立認可保育所, 男性, 保育士資格所有) 両親の事業を引き継いだ。できるだけ親の要望に応えたいと思って, できることは何でもやっている。

(3) 保育士(私立認可保育所, 女性, 保育士資格所有, 経験1年) 保育士になる前は保育士とは子どもと楽しく遊ぶだけだと思っていたが, 今は生命を預かっているという責任感の方が強い。子どもの話をよく聞いてやることで信頼関係が生まれたら「甘えたいのに甘えられないでいる」とか, その子の気持ちがよくわかるようになった。

保育士(私立認可保育所, 女性, 保育士資格所有, 経験3年) 保育士になる前は保育は目標を立てて計画的にやるものだとは思っていなかった。また連絡帳とか児童記録とか, こんなにたくさん書く作業があるとは思っていなかった。

(4) 経営者(食品業, 女性従業員の割合86%) 保育が長期間, 長時間になってきている。保育料は高いと思う。一般に幼児期より学童期の教育に気を取られすぎている。自分自身は忙しく, あまり保育所へ行く機会はない。男性の育児休業は現実には無理。

日本での聞き取りでは, 祖母が家事育児の一切を取り仕切り, なおかつ自分も働いている例, 母親が育児ストレスについて率直に吐露してくれた例などが印象的だった。

子育て支援については積極的に地域の老人に保育園ボランティアを働きかけている園, 学童保育に取り組んでいる園などの例が参考になった。

市民では地域の青年経営者に意見を求めたが, ほとんどの人が保育所に関しては「普段は考えた

ことがない」と述べ, 「子どものことは妻にまかせている」という例が多かった。従業員の休暇等に関しては理解を示す人が多かったが, 育児休業に関しては「規定はあるが, 利用者がいない」「現実には無理」と答える人がほとんどだった。

3. 日本での質問紙予備調査より

日本とカナダの保育所の保護者と職員に対し, 面接調査を通して浮かび上がってきたことは, これからの子育て, 保育所保育は親と保育所, 地域のパートナーシップが欠かせないのではないかということであった。そこでこの点に焦点を当てた15項目について「A. 強くそう思う」「B. だいたいそう思う」「C. わからない」「D. あまりそうは思わない」「E. まったくそうは思わない」の5つの選択肢による回答と, それぞれにつき自由記述の回答を求めた。質問項目を母親の意識に焦点づけたのは, 現状では母親の意識や対応がもっとも直接に保育と結びついていると判断したためである。

(1) 質問項目(原文を簡略化したもの)注, 文中「保母」とあるのは1999年度以降保育士と呼称が変更されたが, 当時の呼称をそのまま転記したためである。

- ①保育機能「母親は我が子が良質の保育を受けていれば安心して仕事ができる」
- ②職員の専門性「母親は保母や職員から子どもの接し方を見習ったり教えられることがある」
- ③わが子に関する情報発信「母親は連絡帳などで我が子の進歩を知るとうれしい」
- ④育児情報の提供「母親が育児について質問すると, 保母や職員は通常もっとも適切な情報を提供してくれる」
- ⑤育児相談「母親は子育て上の不安や心配事があれば通常保母や職員にうち明ける」
- ⑥育児評価「母親は育児について保母や職員から積極的に評価されれば励みを感じ, 母親としての自信を増す」

- ⑦父親の育児参加支援「母親は保母や職員が父親に対し保育所への協力を呼びかけたりそのような父親を評価すればうれしい」
- ⑧母親の自責緩和「母親が母親として自責の念を持っている場合、保母や職員はその自責の念を和らげてくれる」
- ⑨母親の孤独感緩和「母親が子育てに孤独感を持っている場合、保母や職員はその孤独感を和らげてくれる」
- ⑩母親同士の相互交流の場提供「母親は保育所で出会った母親から仕事や家事のマネジメントのヒントやアイデアを得ることがある」
- ⑪母親同士の育児支援の場提供「母親は保育所で出会った母親から育児や子育てのヒントやアイデアを得ることがある」
- ⑫親参加行事「両親とも保育所の行事や懇談会に

参加することで有益な情報を得たり楽しい時を過ごすことができる」

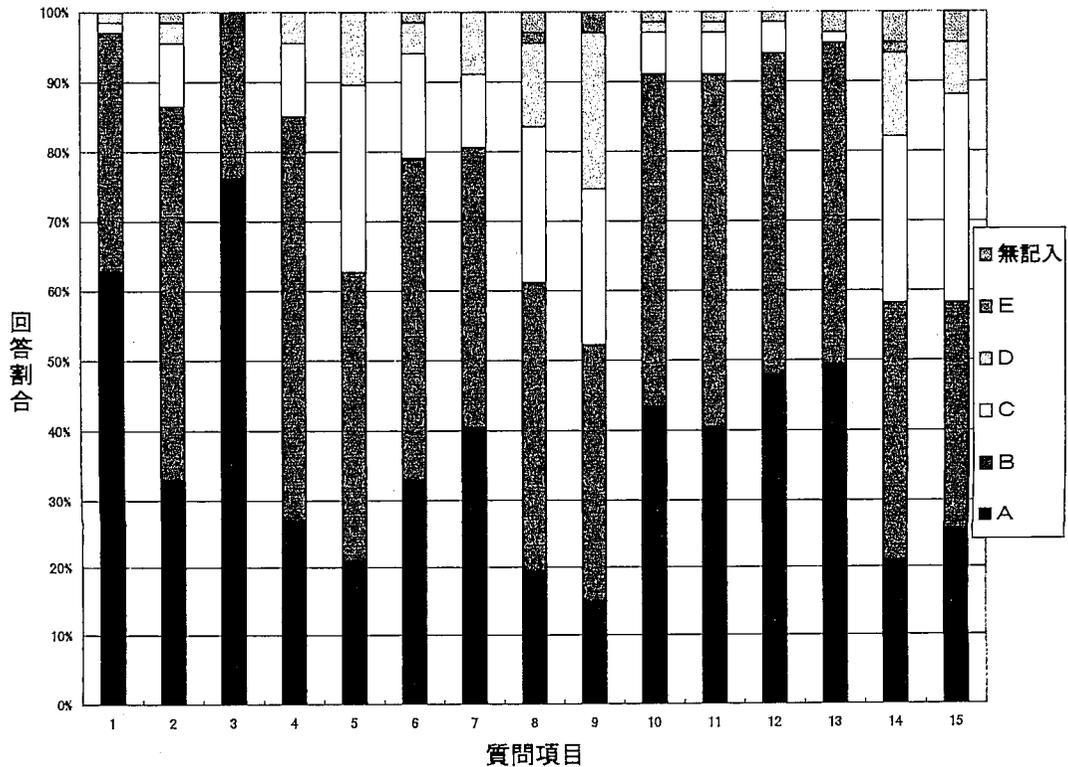
⑬世代間交流の場提供「母親は我が子が保育所であらゆる年代の人と接触する機会があればうれしいと思う」

⑭祖父母との連携支援「園児の親と祖父母の両方が保育所に関われば両者の意志疎通がよりスムーズに計られるようになる」

⑮地域交流に対する保育所のリーダーシップ「保育所が地域との関わりや交流を深めれば子どもや若い家族が生活しやすくなり、地域の人も若い家族への理解を深めることができる」

(2) 結果：67部回収（母親56、保育士・職員9、不明2）、回収率44.7%、回答者中、母親の平均年齢29.4歳、母親の就学前の子ども数の平均1.55人、週40時間以上の就労母親23.2%、核家族60.7

図 保育所に期待するもの



%

アンケート結果は下記グラフ参照

(3) 考察：年度末で十分な回収期間が取れなかったためか、回収率は44.7パーセントと低かった。調査方法を検討する必要がある。

調査結果は、全般に期待が高い項目からあげれば、1. わが子に対する情報発信、2. 良質な保育機能、3. 世代間交流の場提供、4. 親参加行事、5. 母親同士の相互交流の場提供、6. 母親同士の育児支援の場提供などである。

自由記述によれば、連絡帳は「とても楽しみ、身長・体重でさえ記入してあると必ず見て『大きくなったな』と思い、うれしくなる」「家での様子と保育園での様子は違うみたいなので、どういう子どもなのか、こんな時あんな時どうするのかわかるのでうれしい」「子どもが園でどのように過ごしているのかほとんどわからないので、いいこともあまりよくないことも知りたいと思う」などの記述が多く、親にとっては貴重な情報源になっていることがよくわかる。「できれば毎日記入してほしい」と思っている親も少なくない。親たちが我が子に関する情報の提供を切実に保育所に求めていることの現れであろう。

良質な保育機能という点では、「規則正しい生活、大勢の中での自分の立場、いろいろ覚えてくれるので安心して仕事ができる」「友達ができるし、親以外の人との係わり合いができる」「広い場所で自由な動きができる」「以前祖母に預けていたが、体力的に無理をかけた。保育園は子供の成長に合わせた方法で見てもらえるので精神的に楽」「仕事に集中できる」などの点で保育所に対する期待が大きい。

親参加行事は「家庭では見れない子供の一面を見ることができた」「自分の子どもの成長過程をじっくりと見る機会になる」「ほかの親と知り合う機会になる」などの点で期待が大きい。

親同士の交流では「保育園に行くようになって、

いろいろなお母さんに巡り会え、友達になれた」「子どもの年は同じでも、母親の年はそれぞれなので、一つの事に関しても年齢で答えが違うので、いろいろな発見がある」「他の母親と話をするだけでも気分がすっきりする」など交流は一見活発だが、「思いはAだが、実際にはない」「人と人とのつきあいは難しい。でも仲良しになれて、いろいろなことを話してきたらうれしい」など、自分からはなかなか入っていけない悩みを持つ親もいるようだ。

保育者から学んだ例としては「子どもの気持ちになって接すること」がもっとも多い。「朝送りに行ったとき、子どもたちが喧嘩をしていたので思わず私が止めようとしたが、まだ続き、その後保育士さんが『仲良く遊びたいのね』と言われ、また一緒に遊ばせようとされている姿を見て、遊びたいからだったのかと反省させられた。表面だけを見てはいけないと思った。」また「家では教えそびれていることも知らないうちに学んでくる。ご飯をよそうと『ありがとう』と大きな声で言うのを聞いて、なんでもない日常のことだけれど、そういうことが大切と思い知らされる。」「トイレについて少し焦る気持ちがあったが、うちの子の様子をきちんと見ていただいております、『まだ早いかもしれない』と言ってもらったので焦るのをやめた。その後、とれる時期に短期間でとれた。保育士の協力が大きいと思う」という声もあった。育児に不慣れな親が経験豊かな保育者の援助を得つつ、子育てに取り組んでいる様子がうかがえる。

「小さい兄弟がいるので、ついでの子ばかりをみてしまい、お姉ちゃんは後になってしまうので大変だということを話すと、先生は保育園で甘えさせてくれるので安心している」「仕事を持ちながらの育児、家に帰ってからもあわただしく過ごすだけで嫌になることがよくあったけれど、先生方からあたたかい言葉がもらえると『よし、がんばろう!』という気になる」「日ごろとても活発

なおおさんが急に甘えたり、『行かないで』と母親を引きとめようとしていたので、『どうしたのかな』と思っていると、保母さんが『お母さん、お仕事忙しくなってきたから大変なのよ。お母さんも頑張っているのよ』と母親の気持ちをお子さんに説明したあと抱きしめてあげておられた様子に、保母さんのフォローの仕方、愛情の豊かさを感じました。」などの声は、親が保育所に何を求めているかを具体的に表したものであろう。

期待度が過半数に満たない項目はなかったが、比較的低いものをあげれば1. 母親の孤独感緩和、2. 母親の自責緩和、3. 祖父母との連携支援、4. 地域交流に対する保育所のリーダーシップ、5. 育児相談などである。

「保母の意見を参考にすることもあるが、やはり夫に一番援助してもらいたい。というより援助という言葉を使うのはおかしい。当然のことであるはず」という記述に代表されるように、母親の孤独感緩和に関しては圧倒的に父親に期待している例が多い。しかし保育園が父親の育児参加を呼びかけることに対しては、「たとえば、保育園からの呼びかけがあっても、『仕事は父、育児は母』という日本人の考えが変わらなければ現状は変化しないと思う」「園の行事等への参加は平日が多いため、仕事の時間帯などに無理がかかることもあるので、それぞれの意思に任せるべきだと思う」など、心底ではとても期待しているのだが、そのために保育所の働きかけを借りたいという方向には必ずしも行っていない。困ったときは同じ立場の母親などが相談相手になっているようで、保育所に対しては「子どもの健康上のことは話をするが、子育てについては不安など持っても、なかなか立ち上がったことで話をする機会もないし、時間もない」など、保育者は相談相手としては今一步の観が強い。

全体として言えることは、今回あげた項目はすべて期待が過半数を超え、内容的には当初の予測

を裏付けていると思うが、自由記述欄からはデータには現れにくい微妙な親の思い、具体的な日常がよりうかがわれた。このような聞き取りやアンケートの自由記述をより深く読み取る技術が求められていることを痛感した。

内容面では親は特に家庭では代替できない保育所機能に大きな期待を抱き、保育経験の豊かな保母に一定の信頼を寄せているが、受け持ち人数や時間的制約のために個別の相談や援助には限界を感じており、保育者の側にいっそうの時間的ゆとりや信頼感が求められて来よう。また「以前提供いただいた先生のなにげない一言で保育園へ未満児で入れたことを後悔したことがありました」など、保育者の側の意識改革が急務のことも多いようだ。しかし「まだまだ子どもの世話は母親がやって当然という考えがすべての人の中にあると思う。私もそうなので自責の念に駆られるのだと思う」（母親）という意見もあれば、「今の若い母親は自責の念は少ないように思う」（保母）という見方もあり、微妙なずれも感じられる。よりよいパートナーシップの形成のためには母親と保育者の意識のずれや互いに相手に対して持っている感情などがもっと議論されるべきではないかと思われる。

総じて、母親の多くは子育てのパートナーとしては第一に夫の積極的参加を求めており、保育所に対しては我が子の保育所生活に関してよりきめ細かい情報提供を強く求めている。その点では連絡帳は非常に有効であり、親と保育者の相互理解のためにも威力を発揮する可能性が高い。しかし現状では保育者が連絡帳に割ける時間はきわめて限られており、親の期待に十分応えているとはいえない。保育者が連絡帳の記入や親との面談に十分な時間を割けるような人的配置が急務だと思う。また親は保育所を通じての他の家族や地域との、あるいは幅広い世代間交流に期待を寄せている。この面での保育所の積極的なリーダーシップが望

まれているといえよう。

ま と め

日本の保育所は戦後、主として貧困家庭を対象とした家庭保育補完制度としてスタートしたが、働く母親が過半数を超えた現在、「夫婦共働き家庭の一般化」¹¹⁾は誰の目にもあきらかとなり、保育所理念の変更を求められる事態になっている。しかしその方向についての国民的合意はまだ十分に形成されていない。

そのため、我々は日本とカナダで親や保育関係者、市民等に聞き取り調査を行い、さらに親に対し小規模なアンケート調査を行った。

その結果、親たちは母親だけが育児の責任を一身に担うのではなく、夫婦の協力、地域社会との交流、相互援助によって幅広く開かれた子育てに将来の活路を見出そうとしているけはいがうかがわれた。

現在進行している長時間・長期間保育は単に保育所が子育てを肩代わりするだけでは、ややもすれば親の主体性をあいまいにし、子育て能力の低下、親子関係の希薄化を招きかねない恐れがある。そこで当然その分を補う努力と工夫が必要になる。親たちはそれを他の親と知り合い、情報を交換し合うだけでなく、わが子に多様な体験・交流を保障してやれる保育所の独自の機能に大きな期待を寄せていると思われる。

保育所は確かにこれら現代の親たちが単独では簡単に実現できない機会を親と子どもに保障する可能性を持つものである。だとすれば、これからの保育所はいつまでも単なる「補完」ではなく、「親と共同して」子どもを育て、さらに現状では親だけではなかなか保障してやれない体験を充実させるために、「親を支援する」ための理念、運営方法、保育内容、もろもろの点を見直していく必要があるのではないか。

このことは決して「親の負担を増やす」とか

「親に責任を押しつける」という意味ではなく、ましてや「親の育児放棄を助長しないため」などではありえない。それは親に子育ての学び合いの場を提供し、「子育ての喜びを親と分かち合う」「子育ての社会的意義を広く人々に理解してもらう」ためである。その点でカナダの保育所の保育者と親の共同による理事会や運営委員会の経験に学ぶ点は多いのではないだろうか。

では、「親と共に」保育をすすめる保育所の目的理念とはどのようなものだろうか。これまで保育者は親の代替えとして保育を担ってきたためか、アンケートの結果では親たちは保育者のもつ知識や技術、経験に対して一定の信頼を寄せながらも、半面で意見や批判をされたら素直に聞けない、保育者の対応に疑問を感じることもあるなど、保育者に対して距離感を持つ人もいる。またいつも忙しそうにしている保育者には話しぶりという状況も少なくない。そういう状況の中で、親の育ちを支え、共に子育てをすすめていく保育を実現するためには、保育所運営のあり方、親参加の仕方について何が問題であり、何がネックになっているのか、いっそう具体的な把握が必要となる。

今回はきわめて小規模の調査に過ぎなかったが、親が保育所に対してどのような支援を求めているのか、その視点が見えてきたように思う。このような視点から再度調査を行い、その視点をさらに確実なものにしていきたい。

追 記

本研究の実施にあたっては、1998. 1999年度文部省科学研究補助金（萌芽的研究）の助成を受けていることを付記する。

最後に、本研究の実施にあたり調査にご協力くださったすべての皆様に深く感謝いたします。

文 献

- 1) 渥美節夫著『わが国の児童福祉』日本児童福祉協会刊 1967 p.155
- 2) 中央児童福祉審議会保育制度特別部会中間報告「保育問題をこう考える」1963
- 3) 種橋正徳監修保育行政研究会編集『改訂保育所ガイドブック』中央法規出版1981 p.1
- 4) 中央児童福祉審議会保育制度特別部会中間報告「今後における保育所のあり方」1976
- 5) 中央児童福祉審議会基本問題部会中間報告「少子社会にふさわしい保育システムについて」1996
- 6) 立浪勝・立浪澄子著研究ノート「ヘルス・プロモーションを推進するカナダの健康戦略—保育所, 家庭保育室での実践を例として—」高岡短期大
学紀要11号1998 pp.127-139
- 7) 小出まみ著「カナダの保育」日本保育学会編『諸外国における保育の現状と課題』世界文化社 p.212-224
- 8) W. T. Gormley, Jr. Everybody's Children 1995/
M. Friendly. Child Care Policy in Canada 1994.
p.40など
- 9) M. Yeates, D. McKenna, C. Waeberg, and K.
Chandler. Administering Early Childhood Set-
tings: The Canadian Perspective. 2nd Edition.
1994 p. 43
- 10) Canadian Child Care Federation, National
Statement on Quality Child Care, 1991
- 11) 前掲5)